

2022年度  
安全報告書



2023年 6月

神奈中タクシー株式会社

## 目次

I. 輸送の安全に関する基本的な方針	3
II. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	5
III. 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計	7
IV. 安全管理規程	7
V. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置	7
VI. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制	8
VII. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況	9
VIII. 輸送の安全に係る内部監査結果の結果並びにそれに基づき講じた 措置及び講じようとする措置	11
IX. 安全統括管理者に係る情報	12
X. 行政処分および行政処分を踏まえた改善措置	12
XI. 輸送の安全に関する実績・予算額	12
別紙(1) 安全管理規程	14
別紙(2) 緊急連絡図及び安全管理体制組織図	19
(株)海老名相中における安全報告書	21

2022年4月1日に平塚第一営業所と平塚第二営業所は統合を行い、平塚営業所に名称変更いたしました。引き続き神奈中タクシーグループをご愛顧頂きますようお願いいたします。

## I. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 1. 安全方針・安全宣言

#### 【安全方針】

**私達は、お客様に「安心」「安全」「快適」を提供することを約束します。**

#### 【安全宣言】

- ◇私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ◇「指差呼称」による安全確認を徹底し、安心してご乗車いただける快適な輸送の提供を約束します。
- ◇「シートベルト着用のお願い」を必ず行い、お客様の大切な命をお守りすることを約束します。
- ◇「社名氏名」を名乗り、居心地の良い空間の提供を約束します。
- ◇車内の清掃、抗菌・除菌、換気、乗務員のマスク着用等により、常に清潔な空間の提供を約束します。



### 2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的を実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。

- (6) 当社は、「新たな日常」における安全・安心な輸送サービス実現のため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加へ対応するとともに、人手不足への対応や働き方改革の推進に取り組めます。
- (7) 当社は、自然災害が頻発化・激甚化する中、自然災害対応として、運輸安全マネジメントの一環として、自然災害への対応力を向上させ、「運輸防災マネジメント指針」に基づき、防災体制の構築及び実践に取り組めます。
- (8) 輸送の安全に関する情報ははじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

## Ⅱ. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 1. 2022年度目標達成状況

(1) 重傷事故『ゼロ』	未達成 ① 直進中に道路上で佇立の歩行者と衝突 ② 交差点右折時に右方から来た歩行者と衝突 ③ 右折矢印信号に従い右折した処、対向から直進して来た原付と衝突 以上3件発生がございました。
(2) 健康起因事故『ゼロ』	達成
(3) 飲酒運転『ゼロ』	達成
(4) 有責人身事故『2022年度までに半減』	未達成 2022年度は対前年+5.8%となりました。
(5) 交差点事故『2022年までに半減』	未達成 2022年度は対前年+27.6%となりました。
(6) 固定物との衝突事故『2022年までに半減』	未達成 2022年度は対前年+8.2%となりました。

(1) (3) (4)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。

(2) (5) (6)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえ、当社が独自に掲げたものです。

(1)については、第一当事者1件、第二当事者2件で未達成となりました。(2) (3)については、達成となりました。(4) (5) (6)については、ともに増加となり未達成となりました。未達成となった項目については新たな対策を講じ、より一層の事故防止対策に務めます。

2022年度はコロナ禍による稼働減・走行距離の減少を考慮し10万軒走行当たりを基準に目標を掲げましたが、事業用自動車総合安全プラン2025の内容を踏まえ、2023年度においては件数を基準とします。

## 2. 2023年度目標

### 【2023年度目標】

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故2022年度件数の3割減
- (5) 交差点事故2022年度件数の3割減
- (6) 固定物との衝突事故2022年度件数の4割減



(1) (3) (4) (5)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。

(2) (6)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえ、当社が独自に掲げたものです。

### Ⅲ. 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条第1項に基づく事故報告件数(当社が第二当事者となる事故も含む)
---

3件
----

当方が第一当事者となる交差点右折時に右方から来た歩行者との事故、第二当事者となる道路上で佇立の歩行者との事故および右折矢印信号に従い右折した処、対向から直進して来た原付との事故となります。

### Ⅳ. 安全管理規程

別紙(1)のとおりです。

### Ⅴ. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

#### 1. 2022年度に講じた措置

(1) 全国交通安全運動等における社長及び安全統括管理者による営業所巡回(年4回)



(2) 社長及び役員、安全統括管理者、各部長、運輸部役付者による営業所点呼立会い(毎月1回)



(3) 営業拠点の巡回(適宜)

(4) 事故防止対策委員会の開催(本社にて毎月 1 回)



(5) 営業所内事故防止対策会議の開催(各営業所で毎月 1 回)

(6) 全国交通安全運動等における営業所での街頭査察

(7) 安全マネジメントレビュー会議の開催(本社にて年1回)



## 2. 2023年度講じようとする措置

(1) 全国交通安全運動等における社長及び安全統括管理者による営業所巡回(年4回)

(2) 社長及び役員、安全統括管理者、各部長、運輸部役付者による営業所点呼立会(毎月1回)

(3) 営業拠点の巡回(適宜)

(4) 事故防止対策委員会の開催(本社にて毎月 1 回)

(5) 営業所内事故防止対策会議の開催(各営業所で毎月 1 回)

(6) 全国交通安全運動等における営業所での街頭査察

(7) 安全マネジメントレビュー会議の開催(本社にて年1回)

昨年度同様今年度も引き続き実施いたします。

## VI. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

別紙(2)のとおりです。



## VII. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

項目	内容	実施時期回数	対象者	
関係当局・協会からの 通達に基づく教育・指導	全国交通安全運動等の 実施に伴う街頭指導、営 業所点呼立会等	安全運動等 の実施時期	全従業員	
本社における 教育・研修	管理者に よる 教育・研修	新入乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
		新入事務員研修		新入事務職員全員
		事故防止研修	随時	事故惹起者
		接客接遇教育	随時	モニター調査結果に よる指導対象者
		特別教育	特定事故 発生時	事故惹起者
	教官に よる 教育・研修	新入乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
		事故防止教育	随時	事故惹起者
		高齢運転者教育	適齢診断 受診時	高齢乗務員
		接客接遇教育	随時	モニター調査結果に よる指導対象者
		特別教育	特定事故 発生時	事故惹起者
	外部講師に よる 教育研修	安全マネジメント講習	年1回	係長及び副所長 以上の管理職
		管理職研修	年1回	係長及び副所長 以上の管理職
		事故防止講習	年1回	全乗務員
		健康起因事故防止講習	年1回	全乗務員

事故惹起者教育





項目	内容	実施時期回数	対象者
営業所における教育・指導	集合教育	月1回	所員全員
	高齢運転者教育	適齢診断受診時	高齢乗務員
	適性診断受診者教育	3年毎	適齢診断対象者を除く全乗務員
	新人乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
	乗務員添乗教育	随時	事故惹起者
	接客接遇教育	随時	モニター調査結果による指導対象者
	小集団活動	随時	全乗務員(班単位)
	安全対策小集団討議	年1回	乗務員の一部

最寄り警察署の協力のもと乗務員を対象とした事故防止講習



小集団活動



## VIII. 輸送の安全に係る内部監査結果の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

種 別	目的／監査テーマ	実施時期・回数
定期内部監査	安全管理、運行管理等の状況を確認 ・運輸安全マネジメント関連 ・点呼実施状況 ・運行管理関係帳票類等 ・労働関係帳票等 ・個人情報取扱い等 ・現金等取扱い関連 ・整備関係書類 ・その他	・輸送の安全に関する監査 各営業所年2回以上 ・その他の業務監査 各営業所年1回以上
特別内部監査	重大事故発生時等における安全管理体制の再確認および改善事項の抽出	事故等発生後直ちに
フォローアップ監査	定期・特別内部監査による指摘事項の確認	適宜

- (1) 上記内容で内部監査を実施し、その結果に関する改善措置は完了しております。
- (2) 引き続き、2023年度においても内部監査を実施し、是正措置又は予防措置を講じてまいります。
- (3) 上記の他、神奈川中央交通(株)による 運輸安全マネジメント監査を適宜実施しております。



## IX. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 常務取締役 杉山 勝

## X. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

該当する事項はありません。

## XI. 輸送の安全に関する実績・予算額

### 1. 設備投資実績

導入年度	機器名	導入理由
2003年度 ～ 2018年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器</li> <li>・速度警報付デジタルタコグラフ</li> <li>・GPS自動乗務記録日報システム</li> <li>・ドライブレコーダー</li> <li>・デジタルプロジェクター</li> <li>・デジタルタコグラフ解析ソフト</li> <li>・車内防犯カメラ</li> <li>・睡眠測定器</li> <li>・乗降用ドアランプ</li> <li>・バックカメラ</li> <li>・LED室内灯</li> <li>・LED前照灯(一部車両切り替え)</li> </ul> <p style="text-align: right;">他</p>	それぞれの機能を活用した、運行管理及び安全指導を実施し事故撲滅を図るため
2019年度 ～ 2022年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進安全自動車(ASV)の積極導入</li> <li>衝突被害軽減ブレーキ</li> <li>ふらつき注意喚起装置</li> <li>車両安定性制御装置</li> <li>先進ライト</li> <li>・新型メーター器への代替</li> <li>デジタルタコグラフ/自動日報機能</li> <li>営業所内通信機能</li> <li>ETC2.0/シートベルト着用案内機能 他</li> <li>・ドライブレコーダーの代替</li> <li>車内カメラ一体型・常時録画型へ統一</li> <li>通信型ドライブレコーダーの増台</li> </ul>	輸送の安全の更なる確保のため、会社統合により安全装備を統一する

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器のバージョンアップ</li> <li>  免許証リーダーの追加設置</li> <li>  労働時間情報の連携</li> <li>・会社統合による安全装備の統一</li> <li>  LED前照灯(全車切り替え)</li> <li>・適性診断受診機(NASVAネット)</li> <li>・所内設備の充実(移転時)</li>   <li>・睡眠時無呼吸症候群検査機器の導入 (スクリーニング検査の実施)</li> <li>・夜間視力計</li> <li>・無事故記録ボード</li> <li>・指差呼称、シートベルト着用依頼の立て看板</li> </ul> <p style="text-align: right;">他</p>	
--	---	--

## 2. 2022年度実績額および2023年度予算額

(単位:千円)

項 目	2022年度実績	2023年度予算
安全対策に関わる機器 車両代替費用・基本装備費用(メーター器等)を除く	18,045	20,826
安全対策にかかわる人件費 乗務員の人件費を除く	38,878	30,636
褒賞 無事故表彰 事故防止コンクール	3,133	4,086
合 計	60,056	55,548

以上

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

**第1章 総則**

## (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中タクシー株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって 輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

**第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等**

## (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

2 社長および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

4 当社は、従業員がヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を通報・報告することについて、その通報・報告内容による処罰は行わない。ただし、虚偽、法令違反、重大な怠慢および故意によるものを除く。

## (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有 すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- ⑥ 従業員の健康および疲労、睡眠不足等に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組み、これを適確に実施すること。

2 当社は、傘下グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者

2 安全統括管理者は、各委員会を開催し、輸送の安全の確保に関する研究調査を行い、事故防止対策を策定し実施する。

3 安全統括管理者および営業所長は、所内各対策会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を総括し、所内の運行管理者、整備管理者等従業員の指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する。
- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため全従業員に対して必要な教育または訓練を行うこと。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ⑥ 社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。
- ⑧ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長および役員と現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙2の「緊急連絡図」による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、社長・役員および社内の必要な部課等に速やかに伝達されるよう努める。



3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 従業員は、ヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を発見した場合は、速やかに社内の必要な部所等に通報・報告する。

5 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び訓練）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育 および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自らまたは監査部に依頼し安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正処置または予防措置を講じる。

2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 社長は、以下の事項について毎年度公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算・実績額
- ⑧ 安全統括管理者
- ⑨ 安全管理規程

⑩ 輸送の安全に関する教育および訓練の計画

⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

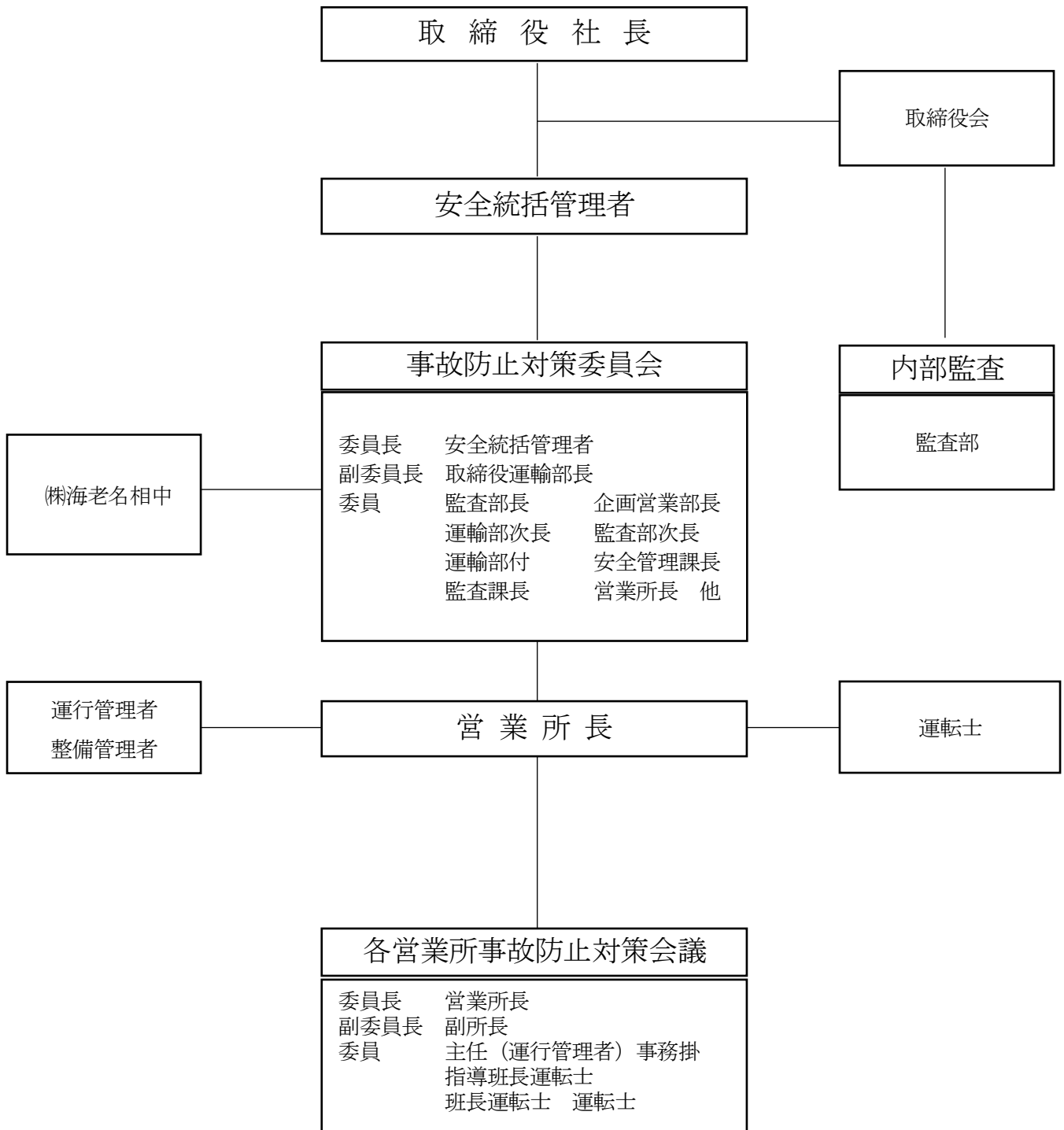
付 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

# 安全管理体制組織図

別紙(2)

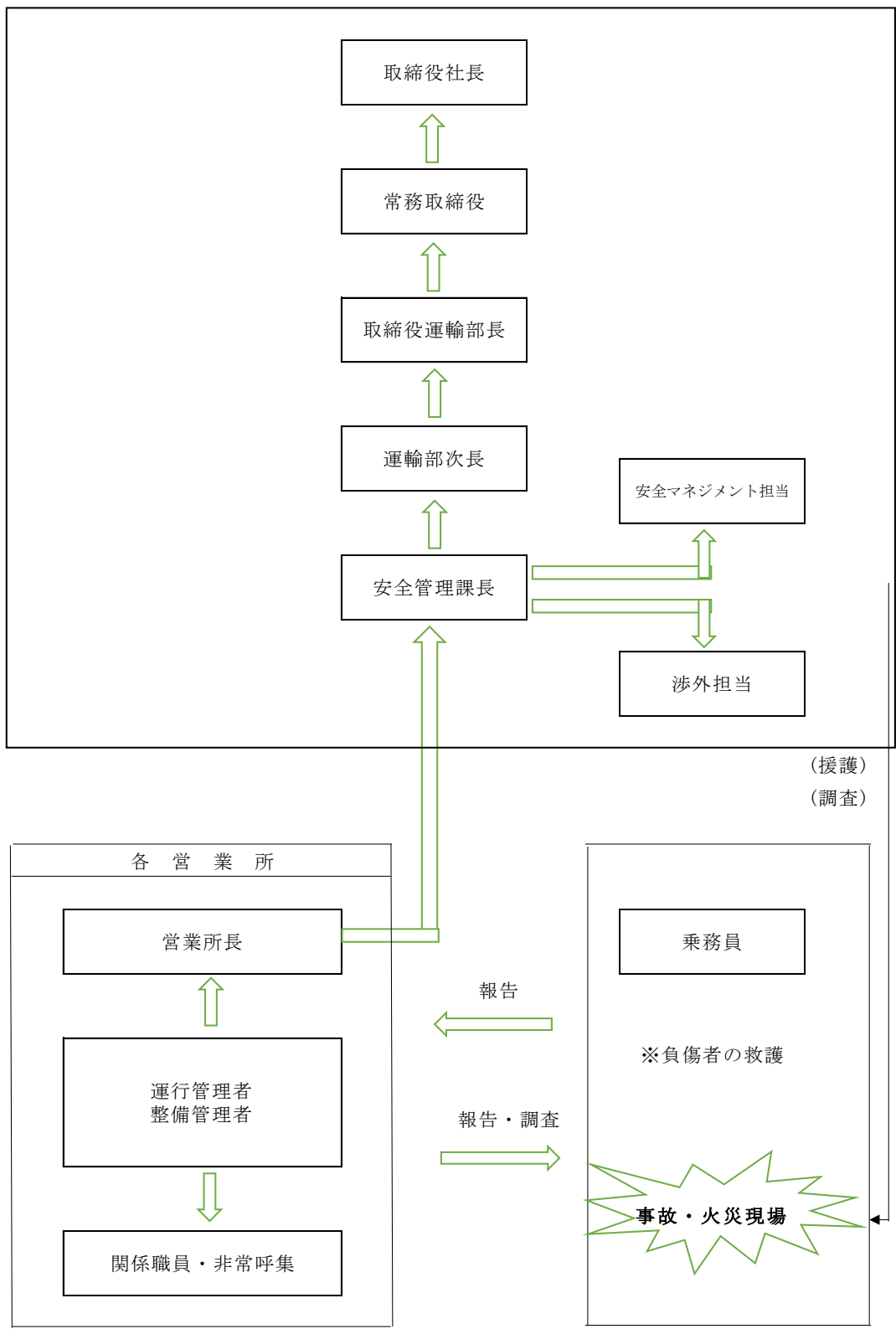
神奈中タクシー株式会社  
(令和5年3月31日現在)



# 緊急連絡図

神奈中タクシー株式会社

令和5年3月31日



# 安全報告書

株 式 会 社 海 老 名 相 中

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社海老名相中  
取締役社長 石川 哲也

### I. 輸送の安全に関する基本的な方針

#### 1. 安全方針・安全宣言

##### 【安全方針】

**私達は、お客様に「安心」「安全」「快適」を提供することを約束します。**

##### 【安全宣言】

- ◇私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ◇「指差呼称」による安全確認を徹底し、安心してご乗車いただける快適な輸送の提供を約束します。
- ◇「シートベルト着用のお願ひ」を必ず行い、お客様の大切な命をお守りすることを約束します。
- ◇「社名氏名」を名乗り、居心地の良い空間の提供を約束します。
- ◇車内の清掃、抗菌・除菌、換気、乗務員のマスク着用等により、常に清潔な空間の提供を約束します。

#### 2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。

- (6) 当社は、「新たな日常」における安全・安心な輸送サービス実現のため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加へ対応するとともに、人手不足への対応や働き方改革の推進に取り組みます。
- (7) 当社は、自然災害が頻発化・激甚化する中、自然災害対応として、運輸安全マネジメントの一環として、自然災害への対応力を向上させ、「運輸防災マネジメント指針」に基づき、防災体制の構築及び実践に取り組みます。
- (8) 輸送の安全に関する情報をはじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

## II. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 1. 2022年度目標達成状況

(1)重傷事故『ゼロ』	達成
(2)健康起因事故『ゼロ』	達成
(3)飲酒運転『ゼロ』	達成
(4)有責人身事故『2022年度までに半減』	未達成 2022年度は対前年3件増となりました。
(5)交差点事故『2022年までに半減』	未達成 2022年度は対前年同件数となりました。
(6)固定物との衝突事故『2022年までに半減』	未達成 2022年度は対前年同件数となりました。

(1)(3)(4)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。

(2)(5)(6)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえ、当社が独自に掲げたものです。

(1)(2)(3)については、達成となりました。(4)(5)(6)については、ともに増加となり未達成となりました。未達成となった項目については新たな対策を講じ、より一層の事故防止対策に務めます。

2022年度はコロナ禍による稼働減・走行距離の減少を考慮し10万軒走行当たりを基準に目標を掲げましたが、事業用自動車総合安全プラン2025の内容を踏まえ、2023年度においては件数を基準とします。



## 2. 2023年度目標

### 【2023年度目標】

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故2022年度件数の3割減
- (5) 交差点事故2022年度件数の3割減
- (6) 固定物との衝突事故2022年度件数の4割減

(1) (3) (4) (5)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。

(2) (6)の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえ、当社が独自に掲げたものです。

### Ⅲ. 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条第1項に基づく事故報告件数	0件
---------------------------	----

### Ⅳ. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

- ・該当する事項はありません。

以上